

寄 附 行 為

学校法人 菅原学園

寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人菅原学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を宮城県仙台市青葉区本町二丁目 11 番 10 号に置く。

2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育及び専修学校教育を行い、国家並びに地域社会に寄与できる人材の育成を目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

1. 鶴ヶ谷幼稚園
2. 鶴が丘幼稚園
3. こどもの国幼稚園
4. 仙台総合ビジネス公務員専門学校（専門課程）
5. 専門学校デジタルアーツ仙台（専門課程）
6. 仙台総合ペット専門学校（専門課程）
7. 専門学校デジタルアーツ東京（専門課程）
8. 仙台保健福祉専門学校（専門課程）
9. 至誠館大学 ライフデザイン学部 ライフデザイン学科

(附帯事業)

第 4 条の 2 この法人は、教育に附帯する事業として、次に掲げる保育所を設置する。

鶴ヶ谷マードレ保育園

(収益事業)

第 5 条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

1. 書籍・文房具小売業及びスポーツ用品小売業
2. 不動産賃貸業、貸家業及び駐車場業

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人には次の役員を置く。

1. 理事 6名以上9名以内
2. 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち、必要に応じて、副理事長、専務理事及び常務理事若干名を、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長、専務理事及び常務理事の職を解任するときも同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 仙台総合ビジネス公務員専門学校及び専門学校デジタルアーツ仙台の校長、至誠館大学長
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者3名
- (3) この法人に対し功労のあるもの及び学識経験者のうちから理事会に於いて選任された者2名以上3名以内
- 2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、校長、学長又は評議員の職を退いた時は理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事はこの法人の理事、職員（校長、学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）

又は評議員以外の者であつて、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(親族関係者の制限)

第9条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が一人を超えて含まれることにはならない。

- 2 この法人の監事には、理事の親族その他特殊の関係がある者が含まれることにはならない。
- 3 この法人の監事には、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(役員任期)

第10条 役員（第7条第1項第1号の理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は4年とする。

但し、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任される事が出来る。
- 3 役員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまでは尚その職務を行う。

(役員補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。
 - (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(顧問・参与)

第13条 この法人に顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は理事会の推せんにより就任し、諮問に応じるものとする。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長、専務理事及び常務理事の職務)

第14条の2 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

- 2 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第 15 条 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 16 条 理事長に事故ある時、又は理事長が欠けたときはあらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第 18 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に、議長を置き、理事長をもってあてる。
- 8 理事長が、第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

但し、第12項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りでない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及び、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事会の決議について、直後の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第21条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は13名以上19名以内の評議員を以って組織する。

3 評議員会は理事長が招集する。

4 理事長は評議員の総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員において選任する。

- 8 評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き議決することができない。但し、評議員会に付議される事項につき書面を以って、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 9 評議員会の議事は出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 10 議長は、評議員として議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第 22 条 第 20 条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において同条第 2 項中「議長及び出席した理事」とあるのは「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 23 条 次に掲げる事項については理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能に因る解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他学校法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

(評議員会の意見具申等)

第 24 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 25 条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会に於いて推せんされた者のうちから評議員会において選任した者 6 名以上 9 名以内

- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢が25年以上の者のうちから理事会に於いて選任された者2名
 - (3) この法人に対し功労のあるもの及び、学識経験者のうちから理事会において選任した者5名以上8名以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いた時は評議員の職を失うものとする。

(任期)

第26条 評議員の任期は4年とする。

但し、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 評議員会は再任される事が出来る。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産はこれを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又は、これらに要する資金とし財産目録中、基本財産の部に記載する財産及び、将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし財産目録中、運用財産の部に記載する財産及び、将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし財産目録中、収益事業用財産の部に記載する財産及び、将来収益事業用財産に編入された財産とする。

- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産、又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第 30 条 基本財産は、これを処分してはならない。

但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由がある時は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得てその一部に限り処分することが出来る。

(積立金の保管)

第 31 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は郵便貯金もしくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 32 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金その他の運用財産を以て支弁する。

(会計)

第 33 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業会計に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第 34 条 この法人の予算及び事業計画は毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 35 条 予算を以って定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし又は権利の放棄をしようとする時は、理事会において、理事総数の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 36 条 この法人の決算は毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は、全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第17条第3号の監査報告書を事務所に備え置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で理事会における理事総数の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散（合併又は破産に因る解散を除く）した場合における残余財産

は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は、教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとする時は、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為を変更しようとする時は、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は菅原学園掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則は理事会において定める。

附 則

この寄附行為は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

昭和47年2月17日一部改正施行する。

附 則

昭和49年10月28日一部改正施行する。

附 則

昭和53年12月12日一部改正施行する。

附 則

昭和56年3月31日一部改正施行する。

附 則

昭和58年10月22日一部改正施行する。

附 則

平成2年11月30日一部改正施行する。

附 則

平成3年2月28日一部改正施行する。

附 則

平成7年3月30日一部改正施行する。

附 則

平成10年4月1日一部改正施行する。

附 則

平成12年4月1日一部改正施行する。

附 則

平成15年4月1日一部改正施行する。

但し、第4条第1項第6号は、平成16年4月1日施行する。

附 則

平成17年4月1日一部改正施行する。

附 則

平成19年4月1日一部改正施行する。

附 則

平成25年4月1日一部改正施行する。

附 則

平成26年6月16日一部改正施行する。

附 則

平成29年10月6日一部改正施行する。

附 則

平成30年3月20日一部改正施行する。

附 則

平成30年7月5日一部改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日から一部改正し、平成31年4月1日から一部改正施行する。